

改めて司法修習生の給費制復活存続を求める決議

—給費制廃止の1年延期を踏まえて—

1、2004年の裁判所法改正により司法修習生の給費制度が廃止され、2010年11月1日から施行されていたところ、12月3日に閉会した臨時国会に「裁判所法の一部を改正する法律案」が提出され、11月26日、同法案が可決された。

「裁判所法の一部を改正する法律」は、「法曹志望者が置かれている難しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度における財政支援に対する在り方を見直し」、「平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生が、その修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度」を内容とする。

2、今回の「裁判所法の一部を改正する法律」の成立は、司法修習生の給費制度についての市民、各政党、国会議員の理解と協力のもとになしえたものであり、給費制度の復活をめざして取り組みを行ってきた日本弁護士連合会、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会(以下、「市民連絡会」という)、そして何より、法律家になりたての弁護士や法律家をめざす人たちで構成されるビギナーズ・ネットの旺盛な活動によって勝ち取られたものであって、大きな運動の成果である。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、司法修習生に対する給費制度は復活させるべきとの立場から、今般の給費制度廃止の裁判所法施行に反対し、そのためにパンフレット「被害者はあなた～司法修習生『給与貸し出し』がやってくる！」を作成し、その普及を行って、国民的世論を巻き起こす活動に取り組み、また、給費制度の復活をめざす市民連絡会にも参加してきたところである。

3、しかし、「裁判所法の一部を改正する法律」は、あくまで1年間、2004年改正裁判所法の施行を停止したにすぎず、このままでは2011年11月から給費制度の廃止が施行される。

司法修習生の給費制度は、国民の資源によって司法修習生を司法修習に専念させ、弁護士法1条が弁護士について、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とすると定めているような、法律家の公的使命を学びとってもらう制度である。その廃止は司法修習生の経済的打撃にとどまらず、国民が自ら、法律家による公的使命の実現を期待して法曹

を養成することを放棄するものとなり、公的使命について十分な自覚をもたないまま、自らの経済的利益を公的使命に優先させる法律家を生むことにつながり、国民的損失をもたらすものである。

当部会は、改めて司法修習生の給費制度復活存続を求め、上記パンフレットの普及や市民連絡会への参加などをはじめとした、そのための活動にこれからもいっそう尽力することを表明する。

上記決議する。

2010年12月4日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第3回拡大常任委員会